| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式の変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｐ－201号 | オイルフェンス | ブルーシーＡ－ＯＦ－７型 | 高階救命器具株式会社 | 覆布の材料の変更 |
| 第Ｐ－203号 | 〃 | ブルーシーＢ－ＯＦ－７型 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第六百五十三号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年五月二十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十三日　　国土交通大臣　大畠　章宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第4882号 | 船外機（小型船舶用） | 07003Ｆ | スズキ株式会社 | ①　燃料噴射装置の変更<br>②　燃料配管の経路の変更 |
| 第4883号 | 〃 | 08002Ｆ | 〃 | 07003Ｆに同じ |
| 第4884号 | 〃 | 09003Ｆ | 〃 | 07003Ｆに同じ |

**○海上保安庁告示第百十九号**

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月十三日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表小型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kg以下のもの）の項中

| | | | |
|---|---|---|---|
| ＳＨ　178 | 同 | ＪＡ　6178 | を削る。 |

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

| | | | |
|---|---|---|---|
| ＭＨ　574 | 同 | ＪＡ　9574 | 、 |
| ＭＨ　905 | 同 | ＪＡ　6905 | 及び |
| ＭＨ　907 | 同 | ＪＡ　907Ａ | を削り、 |
| ＭＨ　685 | アエロスパシアル式ＡＳ332Ｌ１型 | ＪＡ　6685 | を |
| ＭＨ　686 | 同 | ＪＡ　6686 | |
| ＭＨ　686 | アエロスパシアル式ＡＳ332Ｌ１型 | ＪＡ　6686 | に改める。 |

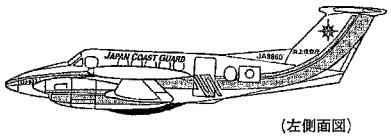
別表中型飛行機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え二〇、〇〇〇kg以下のもの）の項中

| | | | |
|---|---|---|---|
| ＭＡ　861 | ビーチクラフト式B300型 | ＪＡ　861Ａ | を |
| ＭＡ　860 | ビーチクラフト式B200Ｔ型 | ＪＡ　8860 | |
| ＭＡ　861 | ビーチクラフト式B300型 | ＪＡ　861Ａ | に改め、 |
| ＭＡ　869 | 同 | ＪＡ　869Ａ | を削る。 |

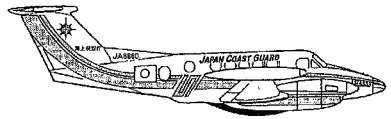
別図（十三）を別図（十四）とし、別図（九）から別図（十二）までを一図ずつ繰り下げ、別図（八）の次に次の一図を加える。

別図（九）（第二条関係）

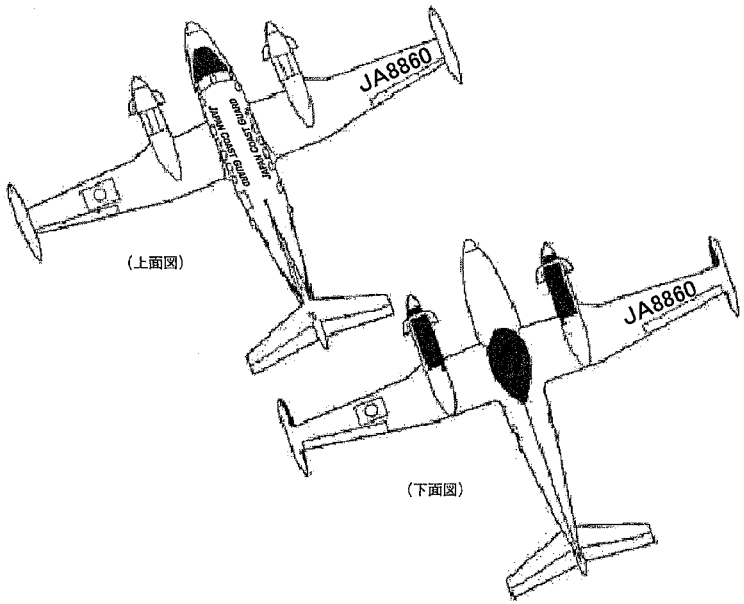
**ビーチクラフト式B200T型**




（左側面図）




（右側面図）




（上面図）

（下面図）

備考

(1) 塗色区分は次のとおりとする。

紺青色
青　色
黒　色
白　色

(2) 国籍記号、登録記号、庁名、番号及びコンパス章は紺青色とする。

(3) 日の丸章は紺青色で囲み、白色地に赤丸のものとする。

**附　則**

この告示は平成二十三年六月十五日から施行する。